

排水設備設置に関する考え方について

令和6年7月

府中市都市整備部下水道課

令和6年8月1日施行

排水設備（敷地内の公共ます接続部までの排水設備をいう。）は、下水道法、府中市下水道条例、府中市下水道条例施行規則等関係法令に基づき計画するものとし、その一般的な排水設備設置に関する考え方及びその手続きの概要を示す。現場条件等で準拠することが困難な場合は、その理由及び代替案等を明示し、市担当職員と協議することとする。

1 手続き ※別途「排水設備に係る手続き（手続きフロー）」を参照

- (1) 府中市地域まちづくり条例第17条第1項第1号から5号に該当する場合は、別途「府中市地域まちづくり条例に基づく開発行為協議に係る下水道施設設置に関する考え方について」及び「府中市地域まちづくり条例に基づく中高層協議に係る下水道施設設置に関する考え方について」に基づき、事前に協議を行う。

なお、協議が完了している場合は、協議内容及び協議図面を確認し、遵守すること。

- (2) 排水設備の新設等を行うときは、着工の7日前までに下水道課へ「排水設備計画届出書」（下水道課窓口にて配布）に計画図面1部（普通紙でも可）を添付して届け出ること。

- (3) 分流区域において、道路集水桝に雨水排水を接続する場合は、別途「分流区域における宅内の雨水排水を府中市の管理する道路集水桝に接続する場合の確認方法について」に基づき、事前に道路課の許可を得ること。

また、排水設備計画届出書に、道路課の占用の許可の写しを添付すること。

- (4) 市長は、当該届出に係る排水設備が、その設置又は構造に関して、法令又は府中市下水道条例で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、排水設備の設置又は構造の変更を指示することができる。

- (5) 当該届出に係る工事が完了するまでの間に、計画を変更し、又は中止しようとするときは、排水設備計画（変更・中止）届出書により届け出ること。

- (6) 排水設備設置完了後は、速やかに下水道課へ竣工図1部（普通紙でも可）を提出する。なお、完了検査（現場検査）が実施される場合は、検査用の

竣工図（普通紙）を合わせて提出する。

- (7) 完了検査（現場検査）が実施される場合は、「府中市排水設備立会検査申込書」を提出する。府中市地域まちづくり条例第17条第1項第1号から5号に該当する場合は、別途、計画課にて実施する完了検査の手続きに従って行う。

完了検査（現場検査）については、別紙「排水設備工事に係る府中市検査の対象物件ガイドライン」を参照すること。

2 技術基準

- (1) 「府中市公共下水道台帳」を閲覧し、前面道路に敷設されている公共下水道管（以下「下水道管」という。）が合流区域または分流区域に該当するかを確認し、排水処理区域が適切かを確認する。

- (2) 公共ますの設置については、別途「府中市下水道公共ます設置自費工事基準」に基づき、「下水道施設に関する工事の申込書」により手続きを行うものとする。

なお、設置位置は、原則道路上とし、1宅地1公共ますとする（分流区域の場合は汚水、雨水それぞれ1公共ますとする）。宅地内からの流入はインバート接合とし、取付管は出口と入口で直線となるように設置すること（インバートは直線とする）。不要となった既設公共ますの下水道管の穴は閉塞キャップ等で閉塞すること。

- (3) 下水道法、府中市下水道条例、府中市下水道条例施行規則等関係法令に基づくとともに、詳細については、本技術基準に記載がない場合、「東京都排水設備要綱」を基に設計すること。

- (4) ますの深さ及び会合本数

内径又は内のり幅 (cm)	深さ (cm)	会合本数
15～30	120まで	4本まで
35（36）	120まで	4本まで
40	120まで	5本まで
45	140まで	5本まで

会合本数には流出する排水管を含む。

- (5) 雨水管又は雨水を含む下水を排除する排水管の管径及びこう配

排水面積 (㎡)	管径 (mm)	こう配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上 400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上 600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上 1500未満	200以上	100分の1.2以上
1500以上	250以上	100分の1以上

ただし、一つの敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下の場合は、最小管径を75mm(勾配100分の3以上)とすることができる。

- (6) 雨水ますの泥だめは15cm以上とし、トラップの封水深については5cm以上とすること。
- (7) 宅地内最終ますから公共ますまでの管路最大延長は、管径の60倍以内とすること。
- (8) 雨樋(50mm)からますまでの延長が1.0mを超える場合は、原則として75mm管以上を使用すること。
- (9) 水洗便所からの汚水が流入する最初の会合点のますのステップは、3cmとする。
- (10) 排水本管のドロップには必ず掃除口をつけること。排水枝管は、排水本管にます接続するものとし、管接続しないこと。
- (11) 飲食店やコンビニ等の調理を行う店舗が入居する場合は、規格に合ったグリース阻集器を設置すること。
- (12) 雨水については、可能な限り雨水浸透施設を設置するものとする。(府中市地域まちづくり条例第17条第1項第1号から5号に該当する場合は、事前協議の内容を遵守する) 雨水浸透施設については、オーバーフロー管(φ100以上)を設置して公共下水道に排出すること。オーバーフロー管は逆勾配にしないこと。オーバーフロー管は雨水総流出量を排出できる

管径とすること。ただし、開発区域及びその周辺において急傾斜地や大きな高低差のある箇所等については浸透施設を設置しないこと。

- (13) 府中市地域まちづくり条例第17条第1項第1号から5号に該当する場合において設置する雨水浸透施設について、仕様や設置位置を変更する場合は、事前協議の変更の手続きを行う必要がある場合があるため、必ず前もって事前協議の変更について確認すること。

また、必ず全ての雨水管を雨水浸透施設へ接続すること。

- (14) 分流区域において、雨水本管が整備されていない場合の雨水排水は、宅内全浸透とする。その際、雨水浸透柵は300φ以上を設置すること。

- (15) 合流区域におけるオーバーフロー管の防臭は、トラップますでは封水が安定しないため、防臭弁を使用すること。

- (16) ディスポーザの設置については、ディスポーザ単体（破砕機のみ）の設置を認めていない。ディスポーザ排水処理システム（破砕機＋排水管＋排水処理槽）を排水設備として位置づけしているのので、下水道課へ事前に相談のうえ、要綱に基づく関係書類を添えて届け出ること。

- (17) 半地下家屋及び地階に排水設備を設ける場合、逆流防止のためのポンプを設置すること。また、汚水については、その都度排水できるようにポンプを設置すること。（府中市下水道条例施行規則第3条第3号）

- (18) ドレン排水は汚水扱いとすること。ただし、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器である潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）については、「JIA ドレン検査基準対応品」の表示がある場合に限り、ドレン排水は雨水扱いとすることができる。その際、認証機器及び JIA ドレン検査基準対応品である旨が確認できる書類を添えて届け出ること。

- (19) 雨水浸透柵内の接続配管の突き出しは、2cm程度とすること。

3 臭気について

- (1) 汚水槽を設置する場合は、ポンプ稼働時に臭気苦情が起りやすいので臭気対策を行うこと。

4 水道水以外の水の使用

- (1) 府中市開発事業に関する指導要綱第43条第2項に基づき、中水（雨水再利用する場合）や湧水は汚水扱いとなり、その排水設備を公共下水道へ接続する場合は、下水道料金課金対象となる。

中水や湧水の公共下水道への排出量は計測義務が生じるため、メーターを容易に読み取れる場所に設置する等、使用者が計測可能な設備を整えること。

5 図面

- (1) 図面の縮尺は100分の1を標準とするが、大規模な施設の場合については、市担当者と協議すること。
- (2) 平面図において、2階以上及び1階の屋内の排水設備は省略することができる。また、屋内の間仕切壁等（間取り）の記載は不要とする。
- (3) 公共ます、汚水ます、雨水ます、浸透施設を平面図に記載し、必要に応じて凡例を表示すること。ます番号、内径、深さ、泥だめ深さ等を表示すること。配管については、内径、管種、こう配、延長を記載し、合流区域及び分流区域ともに**雨水系統は緑**、**汚水系統は赤**で表示すること。
なお、雨水系統については、汚水と合流する柵までの配管を雨水系統とし緑で表示すること。
- (4) 地下階からポンプアップする湧水槽・雨水槽・汚水槽がある場合は、必ず平面図に表示すること。
- (5) 排水ポンプ・阻集器等の特殊構造の設備は、構造詳細図（平面図・断面図）を30分の1以上の縮尺で作図すること。
- (6) 図面表題は、設置場所、排水設備番号（水道番号）、縮尺、届出者名、責任技術者名、施工者名を表形式で明記すること。（下記参照）

《参考例》

排水設備計画届出書

設置場所	府中市〇〇町〇 - 〇〇 - 〇〇 (〇号棟)
排水設備番号	36 - 〇〇〇〇〇〇 - 〇〇
縮尺	
届出者	住所：
	氏名：
責任技術者	印
施工者	印

切り張りせずに直接図面に記載すること。

責任技術者及び施工者欄に必ず捺印をすること。

排水設備番号は、水道お客さま番号を記載すること。

4 提出物

(1) 届出時 各1部

- ア 排水設備計画届出書台紙（案内図を貼付けて袋状に糊付けする）
- イ 排水設備計画届出書計画図（普通紙でも可）
- ウ その他市が求める資料（構造詳細図、ディスポーザ処理システム認定書等）

(2) 竣工時 各1部

- ア 排水設備計画届出書竣功図（普通紙でも可）
- イ 完了検査用図面（現場検査に該当する場合のみ）
- ウ その他市が求める資料（下水道使用開始届、汚水排出量一般認定申込書）

5 検査

(1) 完了検査

別途「排水設備工事に係る府中市検査の対象物件ガイドライン」のとおり検査を実施するものとする。